

韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

増淵龍夫

げるのは、そこに記されている、「祿臣は、再世にして地を収めらる」という楚邦之法についてである。

韓非子喻老篇につきのような孫叔敖の説話がつたえられている。

楚の莊王、既に晋に河雍に勝ち、歸りて孫叔敖を賞す、孫叔敖、漢間之地の沙石之處を請う、楚邦之法、祿臣は再世にして地を収めらる。唯孫叔敖のみ獨り在り。此れ、其の封を以て収められざりしは、瘠なれば也。故に九世にして祀絶えず。故に曰く『善く建つれば抜けず、善く抱けば脱せず、子孫、其の祭祀を以て、世々輟まず』と。孫叔敖の謂也。

この説話と、同系統の説話は、後述する様に、太平御覽一五九、及び史記滑稽列傳正義所引の呂氏春秋の外、淮南子人間訓にも傳えられている。ここで問題として取上

春秋時代の強國、齊、晋、楚、秦の諸國は、その中期頃から漸く、やがて戰國時代に成立する專制君主權力の形成の方向にむかつて、共通の過渡的な動きを示しはじめるのであるが、しかし一方、その共通の動きのとする具體的な形態は、それぞれの國の地方的、歴史的な固有な條件に制約されて、必ずしも一樣ではない。殊に左傳その他に比較的豊富に史料が與えられている、晋と楚の兩國は、種々な點で相異ったそれぞれのローカルな特色をもつものとして、私達の目に映ずる。晋の政治權力をにぎる支配氏族集團は、文公以降は、公を中心として、先氏、欒氏、韓氏、趙氏、魏氏、范氏、荀氏等の主として異

姓の諸氏族によって構成され、公と近い血縁關係にある公族勢力が缺如していたことを、その重要な特色とする。これは、獻公のときの驪戎の亂——それは公子群の數の多いことに起因した——にこりて、文公は一族の力を去って、これら異姓の世族の有能なる者を自己の股肱とすることによって、晋の政治權力の統一強化をはかり、その後も群公子には權力を與えない方針が、晋の内政の一つの方向となったためである。そのため、晋の政治權力の中核をなす、三軍の將・佐、すなわち六人の卿は、これらの世族が代る代るその地位について、次第にその勢力を強大化し、やがては、公の地位は名目化して行つて、晋は、韓、魏、趙の三族によって、分割されるに至るのである。ところが、これに對して、楚の政治權力をにぎる支配氏族集團は、晋の場合とは、異ったきわめて對照的な構成をしめす。ここでは、楚の王室の王子、及びそこから出た王族が、楚の支配氏族集團を構成する。楚の政治權力の中核をなす、令尹、司馬、莫敖等の顯職は、楚の王室から出た王族である鬬氏、成氏、蔣氏、屈氏等の世族及び諸王子によって代る代る占められている。ここでは、王室を中心とする氏族制的紐帶は強固であり、

これら、王子、王族よりなる楚の支配氏族集團は、王を中心として、體制としては容易に分解を示さず、王權は、他の諸侯國に比べれば、より安定した體制を保ちながら春秋末から戰國時代へとつづいて行くのである。その支配氏族集團が、王族から出た同姓世族によって構成されるということは、楚の特例では、もちろん、ない。その様な宗法的「封建」は、魯、鄭、宋等の東方の諸侯國では共通に見られる現象である。しかし、注意すべきことは、それらの場合には、例えば魯の三桓氏の例に明らかのように、公族から出た同姓世族はやがて公室に迫る強大な力をもち、政權は全く世族の手ににぎられて、公は單に虛器を擁して國外に流浪する、というような危機に當面するのであるが、楚の場合には、春秋時代を通じて、そのような危機は表面化せず王權は體制としては常にこれら同姓世族の上に立つて安定性を維持しているということである。

このような、楚における王權の安定性は、何にもとづくのであろうか。人々は、ただちに、春秋時代の楚における縣の出現に、その説明を求めるかも知れない。しかしながら、春秋時代の縣は、これを詳細に検討すると、

(3) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

私がすでに前稿⁽¹⁾で示したように、戰國以降の郡縣制の縣とは必ずしも同一性格のものとは考えられないさまざまな過渡的性格をもつものであって、殊には、縣を管領する世族の氏族的勢力は尙つよく、そこには封邑——封邑ということばで一般に表現されている政治的社會的關係それ自體の再吟味⁽²⁾が實は重要なのであるが——と明確には區別出来ない一面をも、それは含んでいたのである。そのことは、程度の差こそあれ、基本的には、春秋時代の楚の縣についても、いい得るのである。楚の縣を管領する縣公は、その殆んどが、王子及び王室から出た同姓世族であつて、彼等の基盤にある氏族制的傳統は未だ破碎されていないのである。楚の縣と晋の縣との相違を指摘した顧頡剛の研究⁽³⁾があるが、少くとも、その相違を指摘するために彼が挙げた史料に關する限りでは、彼の解釋に従い難いことは、前稿で詳述した通りであつて、ここでも明示したように、彼の場合には、その相違を指摘するその比較の規準の立て方に、根本的な疑義があつたのである。⁽⁴⁾縣が、戰國秦漢時代の縣のように、君主の直轄支配地として、專制君主權力の基盤として役立つためには、何よりも先ず、縣を管領する世族の氏族制的力を

打破して、それを君主の意のまゝに動く全くの官僚と化すことが必要であり、そこには、單に政治組織の面におけるばかりでなく、社會組織の面における重要な變改が必要とされたのである。そしてその様な社會組織分解の端緒的な傾向は、殊にはその下層社會において、春秋中期以降見られるものではあるが、國內の有力世族に對するその様な變革は、戰國期に入つて、秦における商鞅の變法や、楚における吳起の改革や、その他の國々における改革が、世族側からの強い抵抗に直面しながら、企圖したことなのである。そして又、その様な企圖を遂行して行くためには、君主の側に、縣とは別個に、より直接的な經濟的基盤があらかじめ用意されねばならなかつた、ことも別稿⁽⁵⁾で詳述したところである。楚の縣は、すでに早くも春秋中期以前から表われて來る。しかも春秋時代の楚は、東方諸國の中でも、殊に氏族制の強固な基盤を保持しつづけている國であることは、前述の通りである。春秋時代の縣を、戰國以降の縣と無媒介的に同一視することだけでは、春秋時代の楚の王權の安定性を十分に説明することは出来ないのである。

ここで問題となるのが、冒頭に記した、韓非子喻老篇に見える「楚邦の法」である。「祿臣は再世にして地を收めらる」というこの楚國の法は、楚の莊王のときの令尹であつた孫叔敖の説話の中に記されているのである。

春秋時代の縣を、戰國以降の縣と同一視する從來の通説の様に解する場合には、この史料は、春秋時代の楚における縣の出現と相關連して、楚の王權の安定性を説明する絶好な史料と考えられるかも知れない。それは、君權強化のための世族抑壓政策と考えられるからである。事實また、この楚邦の法を、その様に解する見解もあるのである。果して、そうであろうか。私は、ここで、この楚邦の法の意味するところを、十分検討して見ることにしよう。検討は、二つの側面からなされなければならない。一つは、この韓非子喻老篇の孫叔敖の説話が、果して、春秋時代の楚の實狀を伝える信據すべき史料として利用出来るかどうかという、云わば史料批判による吟味であり、一つは、春秋時代の楚の實際の歴史の分析の中から、このような「楚邦の法」の意味するような何等かの具體的な關係が見出せるかどうか、見出せるとしたら、それはどの様な歴史的意味をもつものとして解釋すべき

か、という點からする、いわば内容的検討である。私の主たる關心は、後者よりするアプローチにあるのであるが、本稿では、順序として第一の史料批判による吟味から始めることにする。

1) 拙稿「先秦時代における封建と郡縣」、一橋大學研究年報、經濟學研究Ⅱ、一九五八。

2) 前掲拙稿參照。

3) 顧頡剛「春秋時代的縣」、禹貢半月刊第七卷第六・七合期、一九三七。

4) 前掲拙稿參照。

5) 拙稿「先秦時代の山林數澤と秦の公田」、中國古代史研究會編「中國古代の社會と文化」所收、東大出版會、一九五七。

二

冒頭に記した、韓非子喻老篇の孫叔敖の説話と同系統の説話は、前述の様に、呂氏春秋、淮南子にも見える。今それを列舉して見よう。

(1) 「楚の莊王、既に晋に河雍に勝ち、歸りて孫叔敖を賞す。孫叔敖、漢間之地の沙石の地を請う。楚邦之法、祿臣は再世にして地を收む。唯孫叔敖のみ獨り在り。此れ、其の封を以て收められざりしは瘠なれば

也。故に九世にして祀絶えず。故に曰く、善く建つれば抜けず、善く抱けば脱せず、子孫、其の祭祀を以て、世々輟まずと、孫叔敖の謂也。」(韓非子喻老篇)

(2)「楚の孫叔敖、國に功有り。疾みて將に死せんとす。其子を戒めて曰く『王、我を封せんと欲せしも、我辭して受けざりき。我死せば、必ず汝を封ぜん。汝、利地を受けること無れ。荆楚の間に寢丘といふところ有り。其の地利あらず。而して前に妬谷あり後に

戻丘あり、其名惡し、長く有す可き也』と。其子、之に従う。楚の功臣の封は、二世にして收めらる。唯寢丘のみは奪われざりき。」(史記滑稽列傳正義引呂氏春秋)

(3)「天下に三危あり、徳少くして寵多きは一の危也、才下りて位高きは二の危也、身に大功なくして厚祿あるは三の危也。故に物は、或は之を損じて益することあり、或は之を益して損することあり。何を以て其の然るを知るや。昔、楚の莊王、既に晋に河雍の間に勝ち、歸りて孫叔敖を封ず。辭して受けず。病みて且に死せんとす。其の子に謂いて曰く、『吾、則死せば、王は必ず女を封ぜん。女必ず肥饒の地を讓りて、沙石の地を受けよ。寢丘といふところ有り。其地は确

にして、名は醜し。荊人は鬼(俗をこのみ)、越人は穢(をこのむ)。人の之を利するもの莫からん。』と。孫叔敖死す。王、果して其子を封ずるに肥饒の地を以てす。其の子辭して受けず。有寢之丘を請う。楚國之法、功臣二世にして祿を奪わる。唯、孫叔敖のみ獨り存す。是れ所謂之を損じて益する也。……夫れ孫叔敖の、有寢之丘の沙石の地を請えるは、累世奪われざりし所以也。」(淮南子人間訓)

以上の同系統の三つの説話を比較して見ると、つぎのことが注意される。韓非子に見える説話は、孫叔敖自身が、子孫の安全のためにことさらに瘠地を封邑として願ったとされているのに、呂氏春秋及び淮南子では、孫叔敖が、死にのぞんで、其の子に對する戒しめとして、封邑は人の欲しがらない沙石の地を選べと遺言し、その子は、それに従ったので、子孫は長くその地を奪われることなくつづいた、というのであって、そこに若干の相違はあるが、いずれも、専ら身や子孫の保全をはかる道家系統の處世術を説くために、これらの説話が構成されているという點は、共通である。韓非子喻老篇は、周知のように、故事を擧げて老子の思想を説明したもので、そ

この孫叔敖の説話の末尾の、「故に曰く『善く建つれば抜
けず、善く抱けば脱せず、子孫、其の祭祀を以て輟まず』
と。孫叔敖の謂也。」の「故に曰く」の部分は、老子道德
經第五十四章からの引用である。又淮南子人間訓では、
前引のように、「故に物は或は之を損じて益することあ
り、或は之を益して損することあり、何を以て其の然る
や」という文章をうけて、「之を損じて益する」事例と
して、孫叔敖の説話がのべられているのであるが、「故に
物は或は之を損じて益することあり、或は之を益して損
ずることあり」ということは、老子道德經第四十二章
にあることである。

いわば損をして得をするという道家流の處世術を説く
ために、この孫叔敖の説話が構成されたのではないかと
いう疑いは、これとは別系統の史記にある孫叔敖説話と
對照すると、いっそうつよめられる。史記滑稽列傳に
は、楚の樂人優孟の傳のところで、次のような説話が記
されている。楚の宰相（令尹）の孫叔敖は、倡優の優孟
の賢人なることを知ってこれを厚遇していたが、死にの
ぞんで、孚に遺言して、「自分が死んだならば、お前は必
ず貧困になるだろうから、そのときは、優孟のところへ

行って、自分は孫叔敖の子であると名のれ。」といった。
孫叔敖が死んで、數年たつと、果して其子は困窮したの
で、父の遺言通りに優孟のところへ會いに行った。そこ
で、優孟は見わけがつかぬ程たくみに孫叔敖の扮装をし
て、莊王の宴會の席に出た。莊王は、それをみて孫叔敖
の再生かと大いに驚き、又孫叔敖のことを思い出して喜
んで、優孟を宰相にしてやろうといった。優孟は、「自分
は楚の宰相などにはなりたくはない。孫叔敖はそのよい
例で、楚の宰相として忠を盡し廉を持し、楚王を霸たら
しめる程の功績があつたのに、一旦死ぬと、その子は貧
乏して薪を背負わねばならないような困窮の状態にすて
おかれる。」と答えて、莊王を諷諫する歌をうたった。そ
こで莊王は、孫叔敖の子を召して、之に寢丘四百戸の地
を封じ、以て其の祀を奉じさせたので、孫叔敖の家はそ
の後も子孫が十世もつづいても絶えなかつた、というの
である。

これは、楚の樂人の優孟が常に談笑をもつて莊王を諷
諫したといふいくつかの故事を記した史記滑稽列傳の中
にかたられている、その中の一つのおはなしで、おそら
く事實ではなからう。しかし、注意すべきことは、その

(7) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

内容が全く異なるのにも拘らず、孫叔敖の子が寢丘という地に封ぜられたという点だけは、さきの呂氏春秋や淮南子の孫叔敖説話と共通である。ただ、ここで寢丘の地は、韓非子や呂氏春秋や淮南子の場合のように、不毛の沙石の地とは記されていない。むしろ、寢丘四百戸と特記してあるのはそれが特別のおぼしめしによる厚祿であることを示すものであろう。それは、優孟の諷諫によって、孫叔敖の大功に報ずるため、窮境にあるその子を救うという美談が、この説話の趣旨であるからである。先秦・秦漢の古文獻に見える故事説話は、その語り手の思想的意圖に従って潤飾され、構成される例の多いことは、ここで改めて説明するまでもないことであるが、この孫叔敖の説話の場合にも例外ではないと、一應は云えそうである。もと、孫叔敖、或はその子が寢丘に封ぜられたという話しがつたえられていて、それがもとになって、一方には、韓非子、呂氏春秋、淮南子等に見られる前記の道家系統の説話が構成され、一方には、史記滑稽列傳に採用されたような説話が構成された、とも考えられるのである。後漢の延熹三年五月に建てられたとされる、後述の楚相孫叔敖碑の碑文は、先秦諸子に見えるいろいろ

な孫叔敖説話の集大成でもあるが、そこには、寢丘受封の件については、史記滑稽列傳系統の説話を主としながら、多少、韓非子喻老篇系統の話を雜えて雜然とした形で、説話が構成されている。

ところで、ここに、一つの警戒すべき問題がある。私は、以上の考察において、私の問題とする韓非子喻老篇の孫叔敖説話を、呂氏春秋、淮南子にみえるそれと同系統の説話を傍證とすることによって、そこに共通する道家思想による多分の潤色を指摘したのであるが、その故をもつて、古史辨流の説話層累造成の理論に倣って、性急に、この説話の全體が、後代の思想家の全くの創作になると斷定することはまだ出来ない。そのためには、尙慎重に處理しなければならない問題が残されているのである。莊王が孫叔敖の功績に報いるために、封邑を與えようとした際に身の安全と子孫の保全をはかるために、孫叔敖は人の欲しがらうな、肥饒の地を辭退して、誰も顧みないような、不毛の沙石の地をことさらにえらんだ、というこの説話は、そこに引用されている老子の言ともマッチして、明らかに、後代の道家思想の潤色があることは、前述の通りである。しかしながら、この説話

の構成を、比較的詳細な淮南子のそれについて分析して見ると、そこに次のような問題があることに氣付くのである。すなわち、ここでは、先ず冒頭に、「天下に三危あり、徳少くして寵多きは一の危也、才下りて位高きは二の危也、身に大功なくして厚祿あるは三の危也」と記され、この三つの危険をさけるために、「物には損じて益することがある」という老子の言の例證として、孫叔敖が、その子に、肥饒の地の厚祿を辭退せしめて、瘠せた沙石の地の微祿を受けしめた、と語られ、こんどは、それとは別に、「功臣は二世にして祿を奪われる」という楚國の法のことを記し、そのような法があるにも拘らず、孫叔敖の家だけは、ひとり、祿を奪われることなく、その子孫の永續と安全を保持することが出来た、と結論されているのである。そこでは、子孫の安全と永續を危害する要因として、一應、互に關係のない二つの要因があげられているのである。一つは、過當な君寵と厚祿がひきおこす人々の怨謗である。一つは、「功臣は二世にして祿を奪われる」という楚國の法である。もしも、この楚國の法が記されなくて、たゞ、厚祿に對する人々の怨謗をさけるために、孫叔敖が、その子に肥饒の地を辭退

せしめて、瘠せた沙石の地を選ばせ、そのため子孫の安全と永續を計り得た、という一方の要因だけで説話が構成されているのであるとすれば、そこに記されている老子の言とも照應して、この説話は、後の道家思想の語り手によって、孫叔敖に託して創作されたもの、といえるかも知れない。事實又、黄老思想の盛行した漢初の重臣の間には、この説話の孫叔敖の處世態度と相似た生活態度が見られるからである。「蕭何は田宅を置くに、必ず窮處に居けり。家を爲むるに垣屋を治せずして曰く『後世(子孫)賢ならば吾が儉を師とせん。不賢なるも勢家のために奪われること無からん』」と史記蕭相國世家に記されている蕭何の、その子孫の保全を慮んばかり處世の態度は、その典型ともいえよう。それは、いうまでもなく、「楚國の法」の如き何等かの法を逃れるためではなく、厚祿が勢家のねたみをまねくことを恐れたがために外ならない。もしも、この説話が道家思想の具體化であるとするならば、それは、「楚國の法」とは一應關係なくして成立し得るのである。東晋時代の偽作とされる列子の説符篇には、淮南子の説話と殆んど同じ構成をとりながら、たゞ楚國の法のことだけははぶいて、この説

(9) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

話がのせられているが、説話にもられた道家思想的趣旨は、むしろその方が合理的にすじが通るのである。形式的な理屈をいえば、「祿臣は再世にしてその地を収められる」のが楚國の法であるとすれば、肥饒の地であろうと瘠地であろうと、變りなく、「再世にしてその地を収められる」はずだからである。その様なきびしい法があるのにも拘らず孫叔敖の家だけが、子孫の保全をはかり得たのは、孫叔敖が人の怨謗をさけるために瘠地をえらんだことのおかげである、という、孫叔敖の最初にとった處世の術の効果を強調するために、この「楚國の法」が説話の中に挿入されているのであろうが、何かこの「楚國の法」は、この説話の中ではやや浮いた形をとっていることは、否定出来ない。

このように考えて来ると、韓非子、呂氏春秋、淮南子にみられる孫叔敖の説話には、道家思想の潤色があることが明らかであるにしても、そこにのべられている楚國の法それ自體の内容まで、この説話の語り手によって作りに上げられた創作であるということは出来ない。この説話が、道家思想にもとづいて構成されたとしても、その説話の趣旨にとって、この「楚國の法」は、必ずしも不

可缺の要素ではないからである。この「楚國の法」それ自體は、その様な思想的契機とは一應無關係に、この説話の構成者のすむ客觀の世界に、あらかじめ材料として與えられていたと考えなければならぬ。ともかく少くともこの「楚國の法」それ自體の内容は、説話の作者の思想的創作物ではなく、何か別にもとづくところがあるにちがいないのである。

そうすると、先ず問題となるのは、孫叔敖の住んでいた春秋時代の楚において、その様な關係が見られるか、ということである。春秋時代の楚の全般については、別に詳しく考察する豫定であるので、ここでは、この説話の史料批判に必要な限りで、孫叔敖の出自とその世系の問題を中心にして、この問題を考えて行つて見たい。

1) 現行各本には「楚莊王、既勝狩于河雍」とあるが、藝文類聚・淵鑑類函がその「狩」の字を「晋」の字に作るを是とする韓非子翼龜の校訂に従う。

2) 「此不以其邦爲收者瘠也」の「邦」の字については、「邦は讀んで封と爲す」と解する顧廣圻「韓非子識誤」の解釋に従う。

3) 太平御覽一五九所引の呂氏春秋には「楚孫叔敖戒其子曰、『我死、王必封汝、無受利地、荆楚之間、有瘠丘、其地爲

不利、可長有也』其子從之、楚功臣封、二葉而滅、唯寢丘不奪、一名沈丘」とある。尙現行本呂氏春秋孟冬記異實篇には「楚功臣封」以下の字句はない。

4) 現行本淮南子には「孫叔敖病疽將死」とあるも、病疽將死は當に病且死に作るべしとする王念孫(讀書雜誌卷九淮南内篇第十八)及び俞樾(諸子平議、卷三十二、淮南内篇四)の考證に従う。

5) 現行本淮南子には「女必讓肥饒之地、而受沙石之間、有寢丘者、其地确石而名饒」とあるが、王念孫は王引之の考證を引いて「受沙石下有脫文、此當作女必讓肥饒之地而受沙石之地楚越之間有有寢之丘者其地确而名饒」としている。

6) 現行本には「楚國之俗、功臣二世而爵祿、唯孫叔敖獨存」とあるが、王念孫(讀書雜誌卷九)は王引之の説を引いて「俗當法、隸書去谷二字相似、法誤爲俗、後人因故爲俗耳、此謂楚國之法如是、非謂其俗也、功臣二世而爵祿、文義不成、當有脫誤」といい、又俞樾(諸子平議卷三十二)は、「二世而爵祿、文義未完、疑本作二世而奪祿、……奪與爵草字相似、又以文在祿上、故奪誤爲爵耳」としている。

7) 隸釋卷三、尙この碑文については、顧炎武、金石文字紀卷一参照。

三

孫叔敖は、薳賈の子であり、薳氏は、楚の王蚡冒から分れた王族であり、代々、その族から令尹、司馬等を出

す、有力世族である、ということとは、左傳の記載、およびそれにもとづく杜預の解釋以來、一般にうけ入れられている見解である。ところが、ここに、孫叔敖は期思の鄙人である、という説話が、先秦諸子文獻の孫叔敖説話にかたられてゐる。この説話を検討することは、私達の前述の問題と關係があるのである。

諸子文獻には、孫叔敖については實に多くの説話がつたえられている。それらの説話において、彼に與えられている楚における彼の地位は、齊における管仲のそれに匹敵するもので、又それらの彼について多くの説話が、左傳國語には、殆んどのせられていないことも、又相似ている。前述の寢丘受封の説話もその一つであるが、それと並ぶ有名な説話として、孫叔敖は、期思の鄙人で、莊王に擧げられて、令尹となった、という説話がある。呂氏春秋不苟論贊能篇には、孫叔敖は期思の鄙人で、郢に遊ぶこと三年、聲聞知られず、修行聞えなかったが、沈尹筮に知られて、彼の推舉によって、楚の令尹となった、と記されており、史記循吏列傳には、「孫叔敖は楚の處士で、虞丘相が之を莊王に進めた」と記され、荀子非相篇には「楚の孫叔敖は、期思の鄙人也、突秃にして

(11) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

長^{ひだりあしながく} 左、軒較の下にして、以て楚を覇たらしむ」とあり、その外、韓詩外傳二、列女傳、說苑至公篇に、同一趣旨の説話が更に尾びれをつけて記されている。毛奇齡は、經問卷九において、これらの記事を博引傍證することによって、孫叔敖を、楚の王族蔣氏（蔣賈の子）であるとする杜預以來の傳統の見解を駁し、孫叔敖が期思の鄙人であることを力辯した。しかしながら、これらの説話をならべてよくよむと、孫叔敖が、期思の鄙人であるという記事は、野の賢士を進め登用することを君主の美德とする、あの戰國諸子文獻にみられる、尙賢、進賢の思想と密接にむすびついていることに氣付くのである。例えば前引の、呂氏春秋不苟論贊能篇に記されている孫叔敖の風格は、全く仕官を求める戰國遊士のそれであって、左傳のつたえる楚の莊王時代の雰圍氣とはきわめて異なるものを感じさせるのである。孟子告子篇には「舜は畎畝中より發^{おこ}され、傳説は版築の間より擧げられ、膠鬲は魚鹽の中より擧げられ、管夷吾は士（獄官）にとられしより擧げられ、孫叔敖は海べより擧げられ、百里溪は市より擧げらる」とあることは、その想定をつよめるのである。堯舜禪讓の説話が墨子の尙賢説から發す

るとする顧頡剛の研究を想起すればよい。それについては嘗て私は批判的展望を行ったことがあった。そこではそのような説話を一思想家の全くの創作として、その説話を構成する個々の材料的因子の原形を、歴史の中に追求しない、一面的な合理性を批判したのであったが、その材料を現在つたわっている様な形において組合わせる説話構成の仕方は、たしかに、戰國諸子の進賢、尙賢の思想と密接な關係をもつのである。

左傳に記されている楚の莊王の時代には、その様な戰國遊士をとりまく雰圍氣は見られず、よりアルカイックである。楚の令尹は、武王のときの申俘彭仲爽をのぞいては、春秋時代を通じてすべて、王族・王子より出ているのである。左傳宣公十一年に「楚の令尹蔣艾獵、沂^{しゅうぎ}に城^{しろぎ}く」とあり、同十二年に隋武子の言として、「蔣敖、宰となりて、楚の令典を擇ぶ」とあり、同年の郢の戦いに、「伍參、戰はんと欲するも、令尹孫叔敖、欲せず」とあることより、杜預は、蔣艾獵、蔣敖、孫叔敖は同一人物の別名であると解したのである。魯の宣公十一年（楚の莊王十六年）の令尹が蔣艾獵であり、次の年に、令尹孫叔敖と記されて、又蔣敖とも記されているのであるから、

前後の關係から、それを同一人物と解するのは自然である。すでに東漢の高誘は呂氏春秋情欲篇知分篇の註において「孫叔敖は蔦賈の子である」と解し、服虔も左傳を註して「蔦艾獵は蔦賈の子、孫叔敖である」といっているので、すでに杜預以前からそのように解されているのである。蔦氏は、世本によれば、楚の王蚡冒から出た王族で、孫叔敖の父と解される蔦賈は、楚の莊王九年に司馬の職にあり(左傳宣公四年)、蔦賈の父とされる蔦呂臣は、楚の成王三十九年に令尹の職につき(左傳僖公二十八年)、又孫叔敖の從子とされる蔦子馮も、楚の庚王二十二年に司馬の官から令尹になり(左傳襄公二十二年)、更に、その系譜の關係は不明だが、同じく蔦氏の一族である蔦掩は、郊敖の司馬であって(左傳襄公三十年)、又一族蔦掩は靈王のとき令尹につく等、蔦氏は代々その族から令尹、司馬の顯官を出すところの、王室から出た有力な世族であるのである。盧文弨はその鍾山札記において、孫叔敖を期思の鄙人として力辯するさきの毛奇齡の説を反駁して、杜預の見解を強化し、更に孫星衍は、孫叔敖名字考を著わして、蔦敖、字は孫叔であるとし、蔦艾獵は、孫叔敖の兄で、蔦子馮は艾獵の子であるとする左傳襄公十五年

正義所引の世本にもとづいて、蔦賈には二子あって、一が蔦敖即ち孫叔敖、一が蔦艾獵であることを考證し、杜預の解を若干訂正しているが、孫叔敖を蔦賈の子であるとする點は異りはない。さきにものべたように、楚の政治權力の中核を形成する令尹、司馬、莫敖等の職が、春秋時代を通じて殆んど王族・王子によって占められている事情は、孫叔敖を、王族蔦賈の子蔦敖であるとする見解を強化するものであって、孫叔敖が期思の鄙人で莊王に擧用されて令尹となった、という前述の説話は、自己の主張を孫叔敖に託してのべる戰國遊士の手になったものではないか、という疑いが濃い。

このように、その説話の構成の仕方には、戰國思想の潤色があることは明らかであるが、しかし、そう解釋しても尙そこに一つ疑問の點は残る。それは、孫叔敖が期思の鄙人である、という期思という地名についてである。何故に期思という特定の土地が特に孫叔敖と關係ある土地としてそこで選ばれているのであろうかという點である。それは何か別にもとづくところがあるのであろうか。この點が説明されない限り、この説話の全體を、戰國思想家の全くの創作として、否定し去ることは出來

(13) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

ない。左傳文公十年に楚の莊王の父の穆王が、孟諸の澤で田獵を行ったとき、期思公復遂なる者が、右司馬として穆王に従ったことが記されている。期思公とは、申公、息公と同じ用例で、期思縣の縣公の意味である。期思は、もとの蔣國で、楚が之を滅して縣にしたところであることは、水經注(卷三十淮水注)に見えている。そして水經注には更に、「この期思の縣城の西北隅に、楚相孫叔敖の廟があり、廟の前に碑がある」と記されている。この碑の碑文が、楚相孫叔敖碑として、隸釋の卷三に收められている。その碑文によれば、漢延熹三年五月廿八日に、固陵の令の段光なる者が、孫叔敖の遺業をしのいで、孫叔敖のために廟を立て碑を立てたのだと記されている。その碑文の内容は、私達がさきに見て来た、戰國秦漢の諸子文獻に見える数多くの孫叔敖説話の無秩序な集大成で、その行文の中には、顧炎武が金石文字卷一で、この碑文の作者は左傳史記を讀んでいないのではないかと疑っている程、その歴史に矛盾することすら刻されている。孫叔敖が伍舉よりも後の人の様に書かれていたり、孫叔敖が楚の靈王に仕えたと刻されているのは、その極端な例である。したがって、そこに記されている孫

の故事も、説話以上を出ないあやしげなものであるが、私達の問題にとって注意すべきことが一つある。それは、この碑文の冒頭に「楚の相孫君、諱は饒、字は叔敖、本是れ、縣人也」とあり、終の方に、私達がさきに見た史記滑稽列傳の説話と同じ系統の話のをせて、莊王は、優孟の諷諫によって、孫叔敖の困窮した子を「遂に潘郷に封ず、潘は即ち固始也」と記されていることである。そして、この碑を立てたのが固始の令の段光^(ま)という者である、ということである。

この碑文に、孫叔敖は期思縣の人と刻されている、すでに荀子以來、彼を期思の鄙人とする説話がつたわっているのであるから、その様な傳承が東漢の延熹年間の期思縣にもつたわっていた、ということを知るだけで、別に、その説話の信據性をつよめることにはならないが、私が注意したいのは、この期思と、彼の子が封ぜられたとここで記されて「潘郷即ち固始」との関係である。

前節で検討した韓非子喻老篇、呂氏春秋異實篇、淮南子人間訓、史記滑稽列傳の説話では、孫叔敖、或はその子は、寝丘に封ぜられた、とされている。漢書地理志に

は、汝南郡に寢縣があり、應邵は、「孫叔敖の子の邑とする所は是也」と注している。續漢書郡國志には寢縣は後漢光武帝のときに固始と名を改められて、侯國となつた、と記されている。前記の後漢の延熹年間にたてられたとされる碑文には、孫叔敖の子は、「潘郷に封ぜらる。潘は即ち固始なり」とあるから、諸子文獻や東漢碑文に孫叔敖の子が封ぜられたと記されている寢丘或は潘は、前漢の汝陽郡の寢縣、すなわち後漢の汝陽郡の固始國にあたと漢代の人には考えられていることが知られる。そして、漢書地理志、續漢書郡國志によると、前記説話で孫叔敖の故郷とされる期思縣も、同じく汝陽郡にあるのである。讀史方輿紀要によると期思城は固始縣の西北七十里にあるとされているから、兩者は近接した距離にあることになる。期思も固始(寢丘)も、孫叔敖が令尹であつた莊王時代の楚においては、當時の楚の都の郢からはるかにはなれた東北方の邊疆の地である。このような邊疆のしかも相近接した兩地が、どちらも孫叔敖に關係のある地として、彼の説話の中に現われて來るということとは、全くの偶然とは考えられない氣するのである。もともと何かこの地方が、孫叔敖と何等かの關係があつ

て、それに上述の戰國以降の思想的潤色が加えられて、前引のような説話が構成されたのではなからうか、とも一應考えられるのである、この地方の孫叔敖との關係については、當時の楚の實情から、どのようなことが考えられるであろうか。想像を加えれば、そこにいろいろな關係が考えられるのであるが、その一つは、閭若據の四書釋地卷一に見える見解である、それを若干補正しながら、のべると、こうである。

左傳宣公四年の記事によると、孫叔敖の父の薳賈は、令尹の鬬般を莊王に譖して之を殺し、自らは司馬となつた。鬬般の從弟の鬬椒はその後をついて令尹となるや、同族をひきいて、一族の仇である薳賈を殺した。父が殺されると、子は難をさけて他處に出奔することは、楚でもその例は多い、さきに令尹子元が、申公鬬班に殺されたとき、その子の王孫啓は晋に出奔し(楚語)、鬬椒が殺されたときも、その子の苗賁皇は、晋に出奔して難をさけた(左傳襄公二十六年)のはその例である。孫叔敖も、父の薳賈が殺されたので、難をさけて、當時の楚の邊疆地帯の期思のあたりにのがれて身をかくした、と考えられないことはない。薳賈を殺した令尹鬬椒は、さきに薳

(15) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

賈の讐を聞き入れて鬬般を殺すことに與った莊王に對しても怨をいだき、やがて莊王に謀叛することになって、その一族もろとも誅滅されるのである。これは楚の莊王の九年におこった所謂若敖氏の亂であるが、孫叔敖が令尹として左傳に姿を現わすのは莊王の十六年（莊文獵を孫叔敖の兄弟とすれば莊王の十七年）であって、この七・八年の間、孫叔敖は、期思に身をかくしていた、と考えてもさほど無理ではない。いわば薦氏と鬬氏とは對立關係にあり、莊王は薦賈に味方して鬬般を殺し、そのため薦賈は鬬椒に殺され、王も又鬬椒一族の攻撃をうけることになったのであるから、莊王が鬬氏の一族を誅滅した後、期思に身をかくしていた薦賈の子の孫叔敖をよびよせて令尹とし、薦氏の後を立てたと解することは、これ又當時の事情と矛盾しない。ところで、孫叔敖は後に、そのさきのゆかりの地である期思の近傍の地寢丘を、自分の又はその子のうちの一人のために封邑として請うた、ということも、考えられ、やがて子孫がそこに土着すると、それを先人に繋いで、孫叔敖は期思の人だという傳承が生れたのではないか、というのである。

薦賈の子孫叔敖が期思の地方にかくれすんだという、

このよう推定は、代々、令尹や司馬を出す王族出身の鬬氏・薦氏の兩有力世族の争という春秋時代に固有な現象にもとづくのであるが、そこから、上記のような経過で、孫叔敖は期思の人であるという傳承がうまれて來ると、それが、あの尙賢、進賢の戰國思想によって潤色されて、莊王は期思の鄙人である賢者孫叔敖を擧用して以て覇をなすことが出來た、という荀子、呂氏春秋、史記⁶循吏列傳等に採用されている説話が構成された、とも考えられないことはない。又一方、期思、寢丘（固始）一帯の地は楚の東北の邊疆の地であるから、以上のような因縁をもったと推測される孫叔敖の寢丘受封のことが、後に道家思想の潤色をうけて、孫叔敖は、人の怨謗をさけて子孫の安全をはかるために肥饒の地を辭退して、誰もほしがらない邊鄙の沙石の地の寢丘を莊王に封邑として請わしめ、このために、「祿臣は再世にして地を收められる」という楚國の法があるにも拘らず孫叔敖の家だけは子孫は安全に存續し得た、という、韓非子喻老篇、呂氏春秋異寶篇、淮南子人間訓のあの説話が構成されたのではないか、とも考えられるのである。

もちろん、孫叔敖と期思・寢丘（固始）一帯の地との

關係についての上引の閻若據の解釋は、全く一つの蓋然性としての推定であり、その外にもいくつかの推定はなり立ちうるものであって、その事自體の眞偽は私達にとつてさして問題ではない。しかし、孫叔敖を蔣賁の子蔣敖であると解することの方が、彼を全くの期思の鄙人となつたえる説話よりは、妥當性が強いことは否定し得ない。その根據の一は、さきにも述べたように、春秋時代の楚の令尹で、左傳の記載に見えるものは合計二十八人あるが、それらの者は、はるか以前の文王のときの申俘と傳承されている彭仲爽一人をのぞいては、ことごとく、王族、王子である、ということである。成王から莊王にいたる間の令尹を数え上げて見ただけでも、公子元、鬬穀於菟(子文)、成得心(子玉)、蔣呂臣(叔伯)、鬬勃(子上)、成天心(孫伯)、成嘉(子孔)、鬬般(子揚)、鬬椒(子友)、蔣艾獵、「蔣敖(孫叔敖)」であり、鬬氏、成氏、蔣氏のいずれも王族から出た世族が、代る代るその職についているのである。莫敖の職にいたっては、春秋時代を通じて、屈瑕以來、武王から出た王族の屈氏の全くの世襲である。これらの公族のそれぞれの盛衰とその原因、又叔孫敖以後の令尹には、王族よりもむしろ王子群

が多くなって行く事情等の立入った考察は、別稿で詳述する豫定であるが、少くともこのような世族の實情から考えても、韓非子喻老篇等の孫叔敖説話に見える「祿臣は再世にしてその地を收められる」という楚國の法は、その文字通りの意味では、春秋時代の楚の實情からくみとることは困難である。それが、前節で指摘した様に、全く架空のものではなく、何かもとづくところあるとするならば、より後の時代の、この説話が構成された戰國以降の楚國の事情を或は反映しているものではないかと、考えられるのである。

1) 毛奇齡、西河合集經集所收。

2) 拙稿「現代中國史學界における古史研究の問題傾向」一橋論叢一七ノ三・四、一九四七參照。

3) 孫星衍、問字堂集、卷四。

4) 隸釋卷三所收の孫叔敖碑には「固始令段君夢見孫君……爲架廟屋五石銘碑」とある一方、その碑文の末尾には「期思縣宰段君諱光字世賢」とあり、又碑陰には「期思長光、視事一紀、訪問國中耆年舊齒、素聞孫君楚時良輔本比邦垂名於後傳……」とあり、同一人物の段光が、固始の令とも、又期思の長とも記されていることは別に検討を要する。當時固始は侯國であるから、固始の相と記すべきであるが、錢大昭の後漢郡國令長考によると、後漢では侯國の相も、

(17) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

令を稱した他の例もある。尙、水經注卷二十二潁水注によると、固始縣の故城の北にも孫叔敖の碑があるとされている。

5) 前漢の汝南郡の寢縣、すなわち後漢の固始が、今の河南光州の固始にあたとし解するのは、通典、續史方輿紀要等であるが、元和郡縣志、大清一統志は、それを今の陳州府沈丘縣にあたるとする。この後者の誤りをたゞすために、顧棟高は、その春秋大事表卷七において、つぎのように解釋する。寢丘は沈丘であり、それは、もと春秋時代の沈國の別邑であり、楚はそれを沈國から奪って、そこに沈尹をおいた。それは、沈の本邑が蔡に滅される宣公四年よりはるか前で、左傳で宣公十二年からすでに沈尹が出て來るのはその故である。沈の本邑は、漢の汝南郡の平輿縣で後漢書郡國志に「平輿に沈亭有り」というのがそれで、これが今の汝寧府(すなわち陳州府)の沈丘縣である。我々の問題とする寢丘、すなわち前漢の寢、後漢の固始は、この沈國の別邑であつて、それは、今の河南光州府の固始縣なのである、とする。したがって、期思の故城は、固始縣の南北七十二里にあるという、續史方輿紀要の記述は、従うべきである。

6) 史記循吏列傳は、單に孫叔敖についてはかりでなく、子産についても鄭世家の記述といちじるしい矛盾があり、又その全體の構成からいっても疑問の點が多い。

7) 閻若據のような解釋の外にも、孫叔敖が期思一帯の地と何等かの關係をもっていたのではないか、という推定を許す

史料を私達はもっている。淮南子人間訓に「孫叔敖は期思の水を決して零婁の野に灌ぐ」とあり、太平御覽七二引の淮南子には「楚の相、期思の陂を作りて、零婁の野に灌ぐ」とあり、同引の崔寔の月令にも「孫叔敖は期思の陂を作る」とあるのはその一例である。このことは、水經注三十二肥水注の「芍陂は、楚の相孫叔敖の造る所と言ふ」という傳承と共に、別稿において嚴密に検討する豫定ではあるが、このようなことも、孫叔敖は期思の人だという説話を生むに至ったことと何等かの關係があろう。

四

韓非子喻老篇、呂氏春秋(史記滑稽列傳正義引)、淮南子人間訓の孫叔敖説話に見える楚國の法は、「祿臣は再世にしてその地を收められる」、「功臣は二世にして祿を奪われる」というその規定から考えると、それは君權強化のための世族抑壓を意圖するものであることは、明らかである。そして、そのような法が春秋時代の楚の實情からはくみとりにくい、とすると、その様な意圖が種々な方策をもって實行にうつされた顯著な事例として、すぐ頭にうかぶのは、商鞅の變法をはじめとする、戰國期諸國のあの改革である。楚においては、悼王のときに吳起に

よる變法がつたえられている。「祿臣は再世にしてその地を收められる」という孫叔敖説話にみえるこの楚國の法は、實は、戰國時代の吳起の改革と何等かの關係があるのではなからうか、と先ず考えることは、前節以來の考察から當然歸結されるところである。

吳起の楚における改革について調べて見ると、史記孫子吳起列傳に

「吳起、罪を得ることを懼れ、遂に(魏を)去りて、即ち楚に之く。楚の悼王、素から、吳起の賢なるを聞き、至れば則ち楚に相たらしめ、法を明らかにし令を審かにし、不急の官を損じ、公族の疏遠なる者を廢し、以て戰鬪の士を撫養せしむ。」

とある。「公族の疏遠なるものを廢する」ということは、重要な世族抑制政策であるが、この同じことは、韓非子和氏篇では、より具體的につきのように記されている。

「昔、吳起、楚の悼王に教えるに楚國之俗を以てして曰く『太^{はなは}臣^だ太重し、封國太衆し。此の若ければ則ち上は主に偪り、下は民を虐ぐ。此れ國を貧しくし兵を弱くするの道也。封君の子孫をして三世にして爵祿を收めしめ、百吏之祿秩を裁減し、不急の枝官を損

じ、以て選練之士を奉ずるに如かず。』と。」

そこでは、楚における吳起の改革の一項目として、明らかに、「封君の子孫をして三世にして爵祿を收めしむ」とが記されているのである。それは、史記孫子吳起列傳に記されている「公族の疏遠なるものを廢す」ということの具體的内容と考えることが出来る。韓非子喻老篇の孫叔敖説話の中にも、楚國の法として「祿臣は再世にして祿を收められる」ことが記され、韓非子和氏篇の吳起の楚における改革の説話にも、全く同じ内容の「封君の子孫をして三世にして爵祿を收めしめる」規定が記されているとすると、それは吳起の説話の中におかれていることの方が、當時の歴史的情況にはるかに適合していると考えざるを得ない。そのような世族抑壓は戰國期專制君主の共通の課題であるからである。商鞅の變法においても、「宗室は軍功有るに非ざれば、論じて屬籍を爲るを得ず」とあって、公族抑壓をはかっているのである。

韓非子喻老篇、呂氏春秋、淮南子人間訓の孫叔敖説話は、少くとも今日傳えられているようなその説話の構成には、戰國以降の道家思想の潤色が顯著であることは、すでに見て来たところであるが、その説話に見える楚國

(19) 韓非子喻老篇の所謂楚邦之法について

の法も、戦國時代の楚における吳起の法にもとづいて、そこに挿入されたものではなからうか。吳起の變法は、悼王の死と共に、公族世族の強い抵抗に會つて、吳起は誅滅されるのであるが、そこで意圖されたきびしい楚國の法は後々までも語りつたえられたのであらう。そしてそれが、子孫の安全をはかるために、孫叔敖はことさらに、不毛の瘠地を封邑として選んだという、戦國以降の道家思想の潤色による説話構成の中にとり入れられて、そのようなきびしい楚國の法があるにも拘らず、叔孫敖の子孫だけは永續出來たのだという話がつくり上げられたのであらう。それは、「善く建つれば拔けず、善く抱けば脱せず、子孫、以て祭祀して輟まず」という老子の言、或は、「物は、或は損じて益することあり、或は益して損ずることあり」という老子の言の處世的效果を、より具體的に例示するために、その説話の中にとり入れられたのであらう。

以上の考察によつて、韓非子喻老篇その他の孫叔敖説話の示す「楚邦の法」は、そのままの形では、春秋時代の楚の王權の安定性を解明する史料としては、利用出來ないことが明らかとなった。それならば、本稿の冒頭に記したような春秋時代の楚における王權の強さは、何にもとづくのであらうか。それは、戦國期以降の專制君主權力とどのように異つた歴史的格をもち、又どの様な連續性をその間にもつものであらうか。それは、春秋時代の楚の具體的研究によつて答えられなければならない。そして、そこで再び、この「楚國の法」は、別の角度から検討されるであらう。本稿は、いわば、その第一章である。

(一九五八、一〇、一四)

(一橋大學教授)